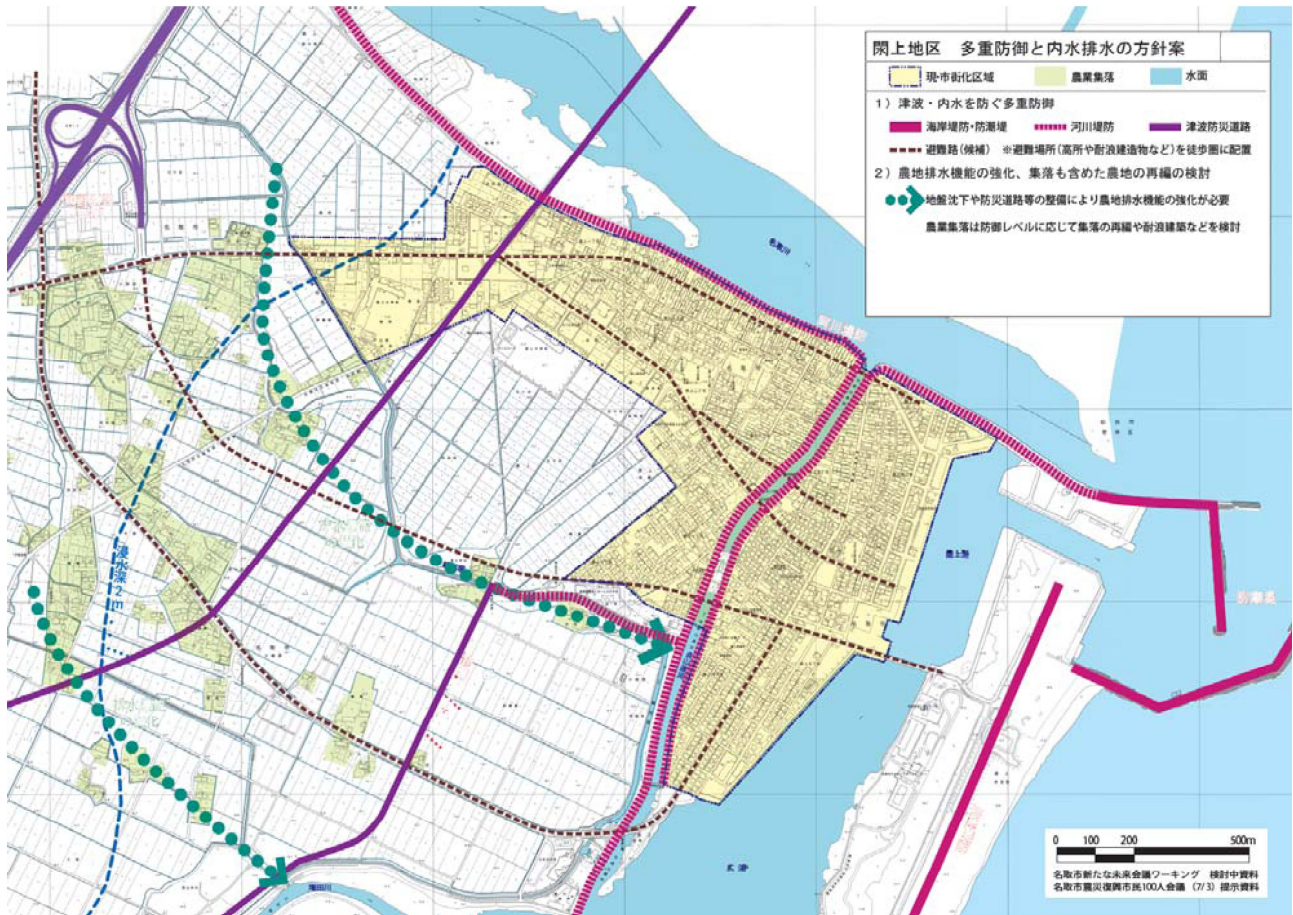


復興に向けた具体的な事業としては、閑上地区の被災市街地復興土地区画整理事業、下増田地区の防災集団移転促進事業があり、また、復興を牽引する連携プロジェクトとして、閑上と下増田のまち再生プロジェクトが、掲げられている。

表 4.2.6-67 閑上地区の土地利用の方針

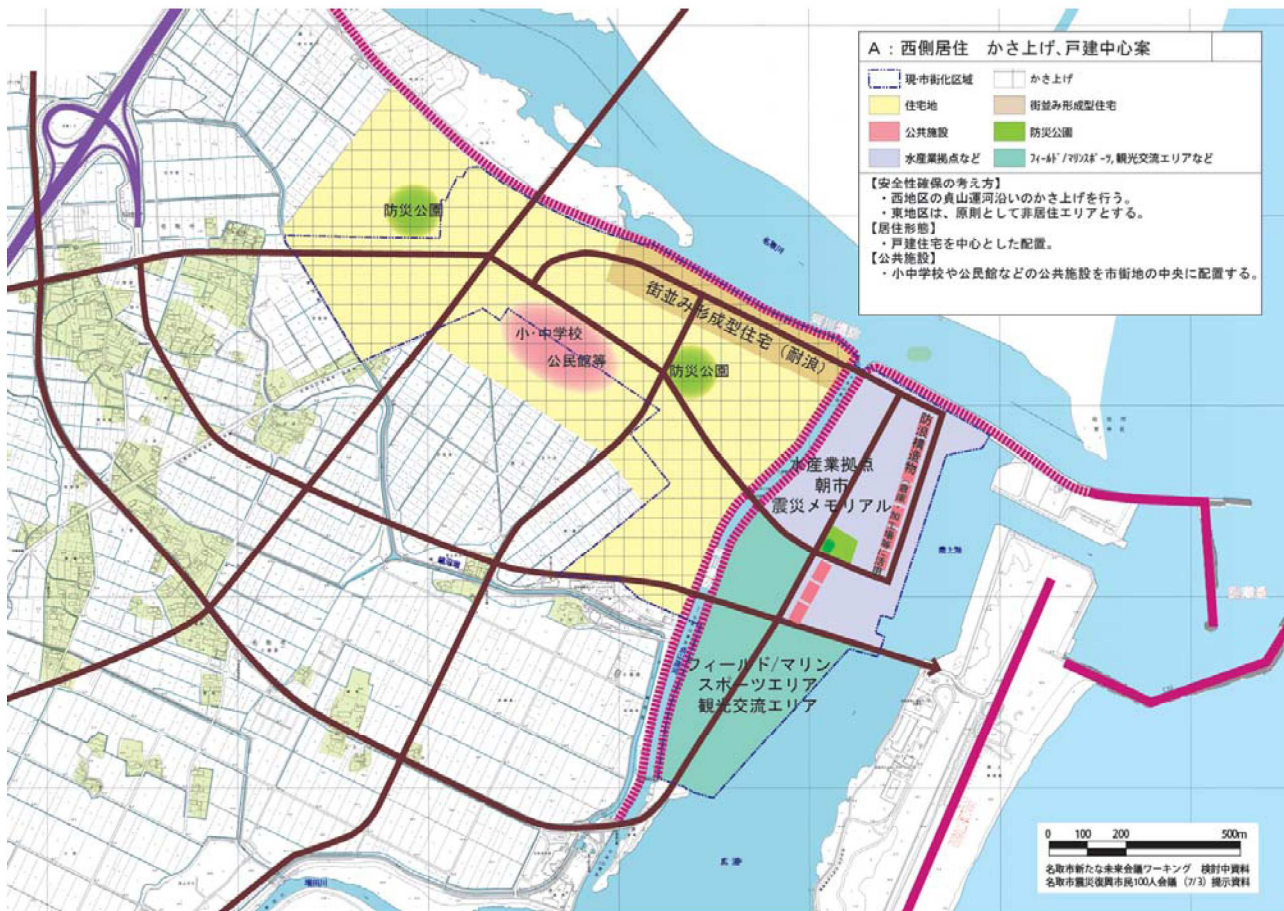
ゾーン	土地利用の方針
海岸部	海岸沿いでは、市民生活や地域農業を守る防潮林の復旧を図る。防潮林の造成は時間がかかることから、条件を整え、市民協働の事業として早期に着手する。また、堅固な防潮林の造成には真直ぐな根を伸ばせる盛土が求められるため、瓦礫の活用を検討する。市民からはコンクリートの海岸堤防でなく、白砂青松を持続できる盛土の要望があることも勘案し、国、県との協議の中で、美しい海岸部の風景を残しながら、地区の安全性を高める。
貞山運河西側	閑上の新しい住宅市街地の位置については、仙台東部道路の西側と、現在の閑上1、2丁目中心の名取川沿い、その中間の県道塩釜亘理線付近を選ぶ3つの住民意見がある。津波対策を施した閑上1、2丁目の安全は計画目標を達成できると判断されるところから、ここを中心に県道塩釜亘理線付近を含むエリアを選定する。今後、更なる安全・安心のための具体的な街のイメージ形成や、まちの復興に伴う各世帯の経済的な問題などは、具体的な内容を含めて今後協議を続けていく。
貞山運河東側	貞山運河東側については、基本的に非居住とし、次のような施設の整備により活用を図る。 ◇3・11メモリアル施設（例えば、メモリアル広場やミュージアムなど） ◇産業関連施設（例えば、水産業・空港連携産業・観光産業など） ◇マリン・フィールドスポーツ施設（例えば、マリーナ、ビーチ、フィッシング、サイクリングなど） このエリアの基盤整備に関しては、時間がかかる嵩上げ等は最小限に止め、耐浪建築を基本としたまちづくりを行い、仮設的に産業拠点を整備し、その運用を支援することにより、スピード感あふれる各産業の復興を図る。また、魚市場背後への堅固な防浪構造物の配置や、貞山運河水上バス運営などについても検討していく。
田園・集落地区	2次防御ライン西側の田園エリアには農家集落が点在しており、これらは主に自然堤防や砂州の微高地に建設されているが、今回の津波による被害もある。したがって、ニーズに対応して地盤の嵩上げや施設の耐浪化を施すなど、きめ細かな対策が必要だと考えられる。また、2次防御ラインの整備に伴い内水氾濫などの課題もあるため、内水排水対策には十分な対策を講じる。

資料：名取市震災復興計画（平成23年10月 名取市建設部震災復興室）



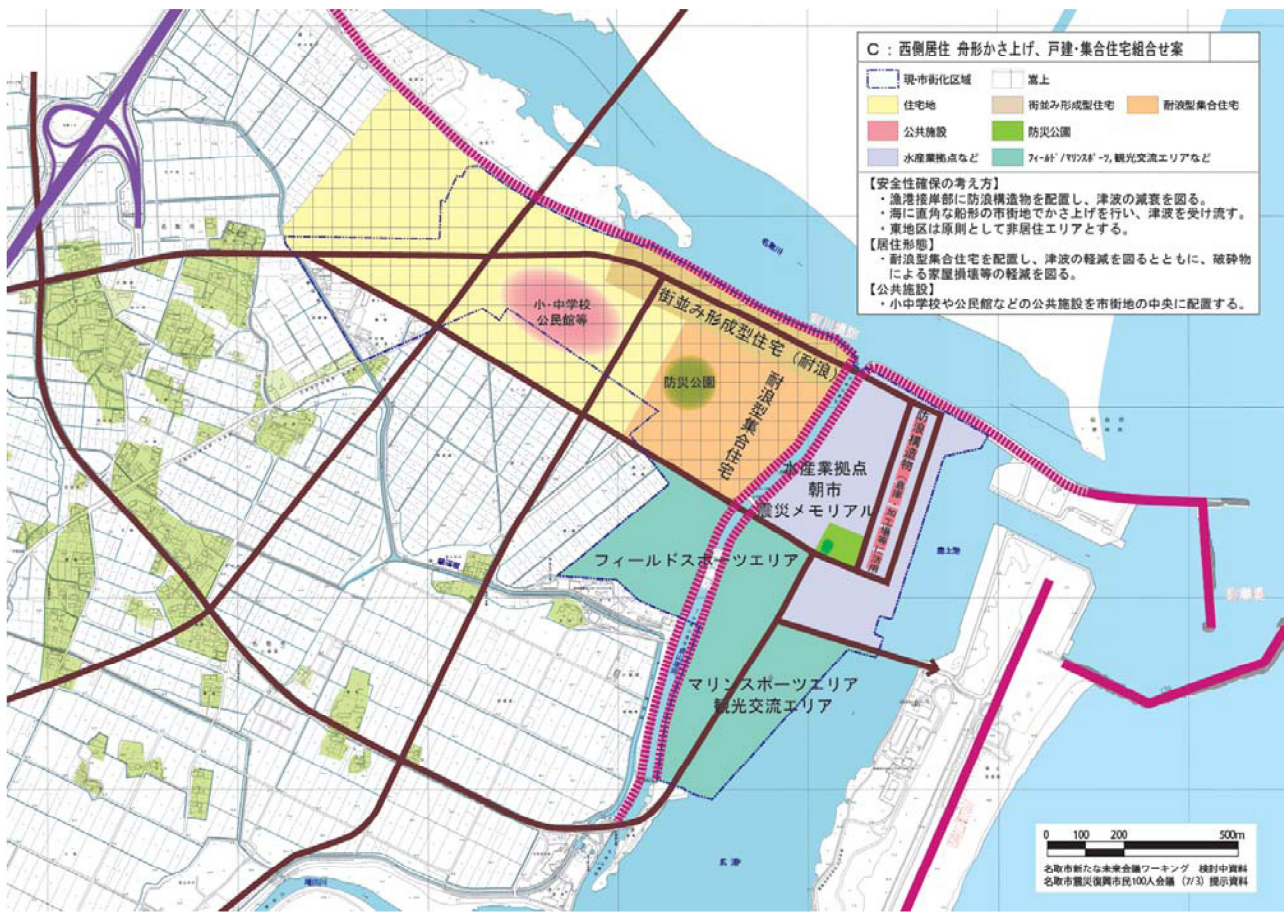
資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.2.6-30 閑上地区の多重防御と内水排水対策イメージ



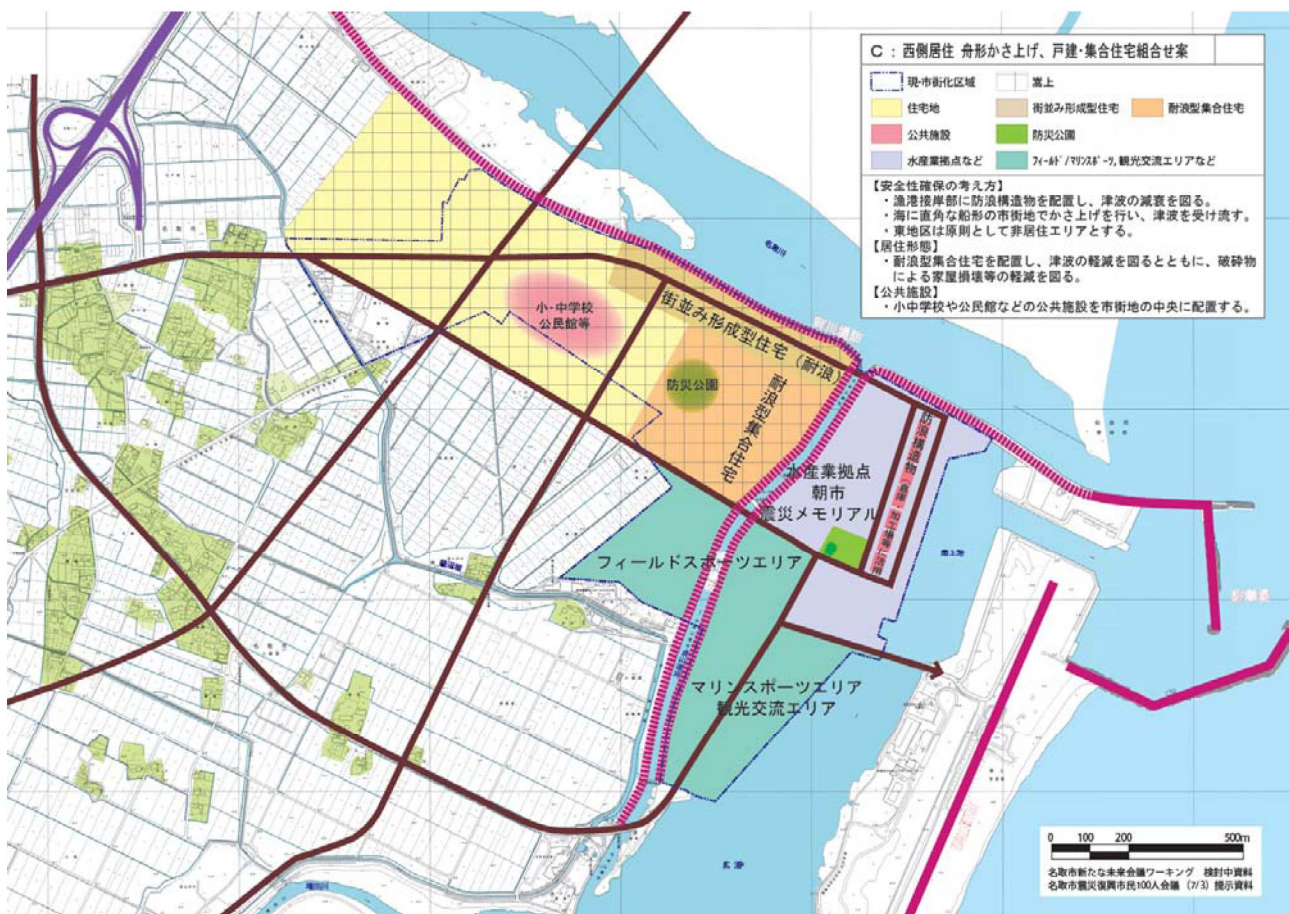
資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.2.6-31 (1/3) 閑上地区の土地利用イメージ A
 (西側居住 かさ上げ、戸建中心案)



資料：名取市震災復興計画（平成23年10月 名取市建設部震災復興室）

図4.2.6-31 (2/3) 閑上地区の土地利用イメージB
 （東西居住 かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案）



資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

図 4.2.6-31 (3/3) 閑上地区の土地利用イメージ C
 (西側居住 舟形かさ上げ、戸建・集合住宅組合せ案)

表 4.2.6-68 下増田地区の土地利用の方針

ゾーン	土地利用の方針
2次防御ライン東側	2次防御ライン東側の田園エリアでは、今回の地震による地盤沈下の問題や、集落の集団移転、県立農業高校の移転など、田園・集落地区としての再建が困難であると考えられる。そのため、水と緑など地区の持つ地域資源を生かした自然活用型の交流ゾーンとしての活用や、新たな産業を誘導するエリアとして位置付けて、土地利用の展開を検討していく。
田園・集落地区	2次防御ライン西側の田園エリアには農家集落が点在しており、これらは主に自然堤防や砂州の微高地に建設されているが、今回の津波による被害もある。したがって、ニーズに対応して地盤の嵩上げや施設の耐浪化を施すなど、きめ細かな対策が必要だと考えられる。また、2次防御ラインの整備に伴い内水氾濫などの課題もあるため、内水排水対策には十分な対策を講じる。

資料：名取市震災復興計画（平成23年10月 名取市建設部震災復興室）



資料：名取市震災復興計画（平成23年10月 名取市建設部震災復興室）

図 4.2.6-32 下増田地区沿岸部の土地利用イメージ



資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室

図 4. 2. 6-33 沿岸部の土地利用イメージ

表 4. 2. 6-69 閑上と下増田のまち再生プロジェクト主要施策

ゾーン	中心的な取り組み	主要施策
再生期	閑上・下増田のまちの復興に向けた事業の推進	閑上地区：被災市街地復興土地区画整理事業、下増田地区：防災集団移転促進事業
	恒久的な住宅への移行支援	住宅再建支援、被災地区における災害公営住宅整備等
	地区の復興を先導する公共施設の整備	コミュニティの拠点となる学校・公民館等の再整備
	防災性の高いまちづくりの推進	地域防災計画、津波被害地区の宅地嵩上げ補助等
	復興に向けた協働のまちづくりの推進	公民館を核としたコミュニティの再生、復興まちづくりを担う地域住民組織の支援
	地域への愛着を育てる教育と将来を担う人材の育成	子どもたちの海と陸（おか）の体験・遊びの場づくり
展開期～ 発展期	生命を守る避難・救援のネットワーク形成	
	日常生活の魅力を高める環境づくり	次代の居住スタイルに対応した住宅地・商業地

資料：名取市震災復興計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室

(17) 名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室）

名取市復興整備計画は、復興に係る具体的な事業計画として平成 24 年 3 月に策定された。復興整備計画における目標は、防災配慮、ネットワーク形成、地域文化継承など、以下に示す 5 点である。

表 4.2.6-70 名取市復興整備事業における目標

目標	概要
住む人に安心感があるまちづくり	防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。
名取市全体で考えるまちづくり	市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。
土地の記憶を継承するまちづくり	自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。
地域・集落と産業の持続性を大切にすまちづくり	農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。
次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり	多世代に配慮したコンパクトまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市・宮城県）

復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向としては、以下の 3 点があげられている。

表 4.2.6-71 名取市復興整備事業における土地利用の基本的方向

区域	土地利用の基本的方向
貞山運河の東側	水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。
貞山運河と 2 次防御ラインの間（下増田地区）	農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。
2 次防御ラインの西側	閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。

資料：名取市震災復興整備計画（平成23年10月 名取市・宮城県）



資料：名取市震災復興整備計画（平成 23 年 10 月 名取市・宮城県）

図 4.2.6-34 名取市復興整備事業土地利用構想図

第 5 章 環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響評価項目の選定

5.1. 環境影響要因の抽出

環境影響要因については、実施する事業において環境影響を及ぼす可能性のある要因について抽出する（表 5.1-1）。

表 5.1-1 環境影響要因

項目	内容	
工事による影響	資材等の運搬	事業の実施に伴い、事業計画地の周辺地域において、資材等の運搬の工事車両の走行が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	重機の稼働	事業の実施に伴い、事業計画地において工事中の重機の稼働が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	切土・盛土・発破・掘削等	事業の実施に伴い、事業計画地において盛土工事等が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	建築物等の建築	事業の実施に伴い、仮設建造物の建設が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	その他（工事ヤード等設置工）	事業計画地の周辺地域において、工事ヤードの設置が想定されるため、環境影響要因として選定する。
存在による影響	改変後の地形	事業の実施に伴い、事業計画地において地形の改変が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	工作物等の出現（盛土・高架）	事業の実施に伴い、盛土構造の道路の出現が想定されるため、環境影響要因として選定する。
供用による影響	自動車・鉄道等の走行	供用により、事業計画地及びその周辺地域では、自動車の走行が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	施設の稼働	供用により、事業計画地では、道路照明施設の稼働が想定されるため、環境影響要因として選定する。
	その他（融雪剤の使用）	供用により、事業計画地では、融雪剤の使用が想定されるため、環境影響要因として選定する。

5.2. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定にあたっては、仙台市環境影響評価技術指針に基づき、事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因と、それによる影響を受ける可能性がある環境の影響要素との関連について、事業特性と地域特性から検討し、表 5.2-1 のとおり選定した。なお、ここでいう事業特性とは、第 2 章に示す事業概要のほか、一般的な同種・類似事業から想定できる内容についても加味している。

また、環境影響評価項目として選定した理由については表 5.2-2(1/4)～(4/4)に、選定しなかった理由については表 5.2-3 に示す。

表 5.2-1 環境影響評価項目

環境影響要素の区分	影響影響要因の区分	工事による影響					存在による影響				供用による影響									
		資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・発破・掘削等	建築物等の建築	工事に伴う排水（トンネル掘削）	その他（工事ヤード等設置工）	変更後の地形	樹木伐採後の状態	変更後の河川・湖沼	工作物等の出現（盛土・高架）	その他	自動車・鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用（休憩施設）	有害物質の使用	農業・肥料の使用	資材・製品・人等の運搬・輸送	その他（融雪剤の使用）	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○								○							
			二酸化硫黄																	
			浮遊粒子状物質	○	○									○						
			粉じん	○	※	○														
			有害物質																	
			その他（炭化水素類）																	
		騒音	騒音	○	○									○						
		振動	振動	○	○									○						
		低周波音	低周波音																	
		悪臭	悪臭																	
	その他	その他																		
	水環境	水質	水の汚れ																	
			水の濁り			○														
			富栄養化																	
			溶存酸素																	
			有害物質																	
			水温																	
			その他（pH）									※								○
		底質	底質																	
		地下水汚染	地下水汚染																	
		水象	水源																	
	河川流・湖沼				※															
	地下水・湧水				※															
	海域																			
	水辺環境				※															
その他	その他																			
土壌環境	地形及び地質	現況地形					○													
		注目すべき地形			※															
		土地の安定性			○			○												
	地盤沈下	地盤沈下			○			○												
	土壌汚染	土壌汚染			※															
その他	その他																			
その他の環境要素	電波障害	電波障害																		
	日照障害	日照障害								○										
	風害	風害																		
	その他	その他																		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種					※	○												
		植生及び注目すべき群落					※	○												
		樹木・樹林等																		
		森林等の環境保全機能																		
動物	動物相及び注目すべき種	○	○	○			※	○		○		○	※							
	注目すべき生息地	○	○	○			※	○		○		○	※							
生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○			※	○		○		○	※							
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的遺産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源									○									
		文化的景観資源									○									
		眺望									○									
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	○	○	○			※			○		○								
文化財	指定文化財等									※										
環境への負荷の少ない持続的な都市の構築及び地域環境保全への貢献を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物	廃棄物			○		※													
		残土			○															
		水利用																		
		その他																		
	温室効果ガス等	二酸化炭素	※	※									※	※						
	その他の温室効果ガス																			
	オゾン層破壊物質																			
	熱帯材使用				※															
	その他																			

○：選定項目 ※：配慮項目

表 5.2-2(1/4) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		環境影響要因	選定する理由
大気質	二酸化窒素	工事による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、供用後の車両の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、選定項目とする。
	浮遊粒子状物質	工事による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに重機の稼働に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、供用後の車両の走行に伴う排出ガスによる影響が考えられることから、選定項目とする。
	粉じん	工事による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、盛土や掘削工事に伴う粉じんの影響が考えられることから、選定項目とする。また、重機の稼働による粉じんの発生が考えられるが、発生量は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
騒音	騒音	工事による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに重機の稼働に伴う騒音の影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、供用後の車両の走行に伴う騒音の影響が考えられることから、選定項目とする。
振動	振動	工事による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行並びに重機の稼働に伴う振動の影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地周辺には住宅等が存在する。これらの保全対象について、供用後の車両の走行に伴う振動の影響が考えられることから、選定項目とする。
水質	水の濁り	工事による影響	工事中の盛土等による裸地の発生に伴い、排水路への降雨に伴う濁水の影響が考えられることから、選定項目とする。
	その他 (pH)	存在による影響	セメント系固化剤等の土壌改良材の使用に伴う排水路の水質に与える影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		供用による影響	供用後において融雪剤の使用に伴い、排水路の水質に影響することが考えられることから、選定項目とする。
水象	河川流・湖沼	工事による影響	工事中の盛土等により、事業計画地からの雨水量に变化が想定されるものの、その変化量は少なく、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	地下水・湧水	工事による影響	工事中の盛土・掘削等により、地下水・湧水に与える影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	水辺環境	工事による影響	工事中の盛土・掘削等により、土地の形状の変更等に伴う河川、湖沼、海岸の水辺地の形態及び自然性の変化等による影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
地形及び地質	現況地形	存在による影響	工事完了後の土地の形状の変更に伴う現況地形の改変等が考えられることから、選定項目とする。
	注目すべき地形	工事による影響	盛土や掘削工事に伴って生じる注目すべき地形への影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。

表 5.2-2(2/4) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		環境影響要因	選定する理由
地形及び地質	土地の安定性	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域については、震災の影響により広域に地形の変状がみられ、盛土等による土地の安定性について、選定項目とする
		存在による影響	土地の形状の変更、水象の変化等に伴うのり面崩壊の危険性の変化による影響が考えられることから、選定項目とする。
地盤沈下	地盤沈下	工事による影響	事業計画地は軟弱な粘土層の分布が想定され、震災の影響により広域に地盤沈下が発生している。工事中の盛土により、地盤の圧密沈下による影響が考えられることから、選定項目とする。
		存在による影響	事業計画地は軟弱な粘土層の分布が想定され、震災の影響により広域に地盤沈下が発生している。工事完了後の土地の形状の変更に伴う地盤の圧密沈下による影響が考えられることから、選定項目とする。
土壌汚染	土壌汚染	工事による影響	事業計画地には、盛土材として、津波等の被害により発生したがれきやたい積土砂を活用する予定となっているが、盛土材は施工前に理化学性に係わる該当基準値の範囲内にあることを確認することから、配慮項目として選定する。
日照障害	日照障害	存在による影響	工事完了後の盛土構造物により、周辺地域への日照障害が想定されることから、選定項目とする。
植物	植物相及び注目すべき種	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路の生育環境に依存する植物種が生育していると想定される。これらの保全対象について、工事中の工事ヤード等設置工による生育環境の変化等の影響が考えられるが、工事ヤードは事業計画地に比べて小面積であり、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		存在による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路の生育環境に依存する植物種が生育していると想定される。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。
	植生及び注目すべき群落	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域における植生は、水田雑草群落を中心とした植生と想定される。これらの植生に対し、工事中の工事ヤード等設置工による生育環境の変化等の影響が考えられるが、工事ヤードは事業計画地に比べて小面積であり、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		存在による影響	事業計画地及びその周辺地域における植生は、水田雑草群落を中心とした植生と想定される。これらの植生に対し、工事完了後の土地の形状の変更に伴う生育環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。
動物	動物相及び注目すべき種	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの保全対象について、工事中の資材等の運搬、重機の稼働に伴うロードキル、盛土や掘削工事に伴う動物相の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、工事ヤード等設置工に伴い、動物相及び注目すべき種の生息状況に変化が生じる可能性が想定されるが、工事ヤードは事業計画地に比べて小面積であり、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。

表 5. 2-2(3/4) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		環境影響要因	選定する理由
動物	動物相及び注目すべき種	存在による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの保全対象について、工事完了後の土地の形状の変更、盛土等の工作物の出現に伴う生息環境の変化、移動阻害等の影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの保全対象について、供用後の車両の走行に伴うロードキル等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、供用後の道路照明施設の稼働に伴い、走光性の昆虫や夜行性の動物の生息状況に変化が生じる可能性が想定されるが、道路照明施設の設置箇所は限定的であり、かつ光の当たる範囲を最小化する等の保全措置を講ずることにより、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	注目すべき生息地	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの動物種の生息地について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、重機の稼働並びに盛土や掘削工事に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、工事ヤード等設置工に伴い、注目すべき生息地に変化が生じる可能性が想定されるが、工事ヤードは事業計画地に比べて小面積であり、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		存在による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの動物種の生息地について、工事完了後の土地の形状の変更、盛土等の工作物の出現に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路などの生息環境に依存する動物種が生息していると想定される。これらの動物種の生息地について、供用後の車両の走行に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、供用後の道路照明施設の稼働に伴い、走光性の昆虫や夜行性の動物を含む注目すべき生息地の生息環境に変化が生じる可能性が想定されるが、道路照明施設の設置箇所は限定的であり、かつ光の当たる範囲を最小化する等の保全措置を講ずることにより、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路、海岸林などを中心とした生態系が形成されていると想定される。これらの生態系について、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、重機の稼働並びに盛土等に伴う生息・生育環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、工事ヤード等設置工に伴い、生態系に変化が生じる可能性が想定されるが、工事ヤードは事業計画地に比べて小面積であり、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		存在による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路、海岸林などを中心とした生態系が形成されていると想定される。これらの生態系について、工事完了後の土地の形状の変更、盛土等の工作物の出現に伴う生息・生育環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。

表 5.2-2(4/4) 環境影響評価項目に選定する理由

環境影響要素		環境影響要因	選定する理由
生態系	地域を特徴づける生態系	供用による影響	事業計画地及びその周辺地域には、水田や水路、海岸林などを中心とした生態系が形成されていると想定される。これらの生態系について、供用後の車両の走行に伴う生息環境の変化等の影響が考えられることから、選定項目とする。 また、供用後の道路照明施設の稼働に伴い、走光性の昆虫や夜行性の動物の生息状況に変化が生じることにより、地域を特徴づける生態系に影響が生じる可能性が想定されるが、道路照明施設の設置箇所は限定的であり、かつ光の当たる範囲を最小化する等の保全措置を講ずることにより、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
景観	自然的景観資源	存在による影響	工事完了後の盛土等の工作物の出現に伴い、事業計画地周辺の自然的景観資源に変化が生じると考えられることから、選定項目とする。
	文化的景観資源	存在による影響	工事完了後の盛土等の工作物の出現に伴い、事業計画地周辺の文化的景観資源に変化が生じると考えられることから、選定項目とする。
	眺望	存在による影響	工事完了後の盛土等の工作物の出現に伴い、事業計画地周辺からの眺望景観に変化が生じると考えられることから、選定項目とする。
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	工事による影響	事業計画地周辺地域には、自然との触れ合いの場が存在しており、工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、重機の稼働並びに盛土等に伴い利用の状況に影響が及ぶと考えられることから、選定項目とする。 また、工事ヤード等設置工に伴い、自然との触れ合いの場の利用状況に変化が生じる可能性が想定されるが、影響が生じたとしても軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		存在による影響	事業計画地周辺地域には、自然との触れ合いの場が存在しており、工事完了後の盛土等の工作物の出現に伴い利用の状況に影響が及ぶと考えられることから、選定項目とする。
		供用による影響	事業計画地周辺地域には、自然との触れ合いの場が存在しており、供用後の車両の走行等に伴い利用の状況に影響が及ぶと考えられることから、選定項目とする。
文化財	指定文化財等	存在による影響	事業計画地周辺地域には指定文化財等が存在しているものの、改変域には含まれず、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
廃棄物	廃棄物	工事による影響	既存建築物の撤去等に伴う廃棄物の発生による影響が考えられることから、選定項目とする。 また、工事ヤード等設置工に伴い、廃棄物の発生が想定されるが、発生量は少なく、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	残土	工事による影響	掘削等の地形の改変等に伴って発生する残土による影響が考えられることから、選定項目とする。
温室効果ガス等	二酸化炭素	工事による影響	工事中の資材等の運搬に用いる車両の走行、重機の稼働に伴う二酸化炭素の発生が考えられるものの、発生量は少なく、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
		供用による影響	供用後の車両の走行、道路照明等の施設の稼働に伴い、二酸化炭素が発生すると想定されるものの、発生量は少なく影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。
	熱帯材使用	工事による影響	工事中には、仮設構造物の建設が想定されるものの、仮設構造物の建設材料として、熱帯材の使用を制限する等の配慮を実施するため、影響は軽微と考えられることから、配慮項目として選定する。

表 5.2-3 環境影響評価項目に選定しない理由

環境影響要素		選定しない理由
大気質	二酸化硫黄	二酸化硫黄を排出する重機の稼働等にあたっては、法令等に準拠し硫黄分の少ない燃料を用いるほか、効率的な施工計画を検討・実施することにより、排出量を低減できると考えられることから、選定しないこととした。
	有害物質	重機の稼働等に伴い有害物質が発生する可能性は想定されるものの、個々の重機等からの発生量は軽微であり、かつ効率的な施工計画を検討・実施することにより、更なる発生量の低減を図れると考えられることから、選定しないこととした。
	その他(炭化水素類)	重機の稼働等に伴い炭化水素類が発生する可能性は想定されるものの、個々の重機等からの発生量は軽微であり、かつ効率的な施工計画を検討・実施することにより、更なる発生量の低減を図れると考えられることから、選定しないこととした。
低周波音	低周波音	低周波音を発生させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
悪臭	悪臭	重機の稼働等に伴い悪臭が発生する可能性は想定されるものの、個々の重機等からの発生量は軽微であり、かつ効率的な施工計画を検討・実施することにより、更なる発生量の低減を図れると考えられることから、選定しないこととした。
水質	水の汚れ	水路等の水の汚れを発生させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
	富栄養化	水路等の水質を富栄養化させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
	溶存酸素	水路等の水の溶存酸素量を変化させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
	有害物質	水路等の水に対し有害物質を発生させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
	水温	水路等の水温を変化させる重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
底質	底質	水路等の底質を攪乱する重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
地下水汚染	地下水汚染	地下水を汚染する重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
水象	水源	事業計画地及びその周辺地域には水源は存在しないことから、選定しないこととした。
	海域	事業計画地の周辺地域には海域も含まれるが、重機の稼働等、施設の稼働等による影響が及ばないと考えられることから、選定しないこととした。
電波障害	電波障害	事業計画地は高さ 6mの盛土構造となるものの、それにより電波障害の発生は想定されないと考えられることから、選定しないこととした。
風害	風害	事業計画地は高さ 6mの盛土構造となるものの、それにより風害は想定されないと考えられることから、選定しないこととした。
植物	樹木・樹林等	事業計画地及びその周辺地域には、まとまった樹木・樹林等は存在していないことから、選定しないこととした。
	森林等の環境保全機能	土地の形状の変更に伴い、事業計画地及びその周辺地域の水田を含む植生は変化するものの、盛土のり面を緑化することにより、植生の有する環境保全機能の変化による影響は想定されないことから、選定しないこととした。
廃棄物	水利用	施設の供用に伴う水の使用量の変化は想定されないことから、選定しないこととした。
温室効果ガス等	その他の温室効果ガス	二酸化炭素を除く温室効果ガスを排出する重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。
	オゾン層破壊物質	オゾン層を破壊する物質を排出する重機の稼働等、施設の稼働等は想定されないことから、選定しないこととした。

第6章 選定項目毎の調査、予測及び評価

第6章 選定項目毎の調査、予測及び評価

選定項目毎の調査、予測及び評価の方法と調査及び予測地点（地域）を整理した。

調査、予測及び評価については、本事業だけでなく、周辺の復旧・復興計画を把握し、可能な限り総合的に行うものとする。

なお、予測対象時期に示す供用時における定常状態とは、本事業の供用開始直後を想定する。

本事業では、着工から5年後を目途に供用開始することを目標としているが、その時期には、周辺地域で行われている海岸堤防（国事業）、河川堤防（国・県事業）、農地復旧・除塩工事（国事業）、排水機場の復旧工事など、多くの復旧工事は完了しており、海岸防災林の再生事業（国事業）や海岸公園再整備事業（市事業）など中長期計画で進めるべき復興計画が進められている時期に差し掛かかっているものと考えている。

この状態は、被災前と同じように営農が開始され、周辺工事による影響も被災前と同等のレベルにまで減じるものと考えている。

6.1. 大気質

表 6.1-1 に大気質の調査、予測、評価の方法について、図 6.1-1 に大気質の調査地域及び予測地域について示す。

表 6.1-1 (1/3) 大気質

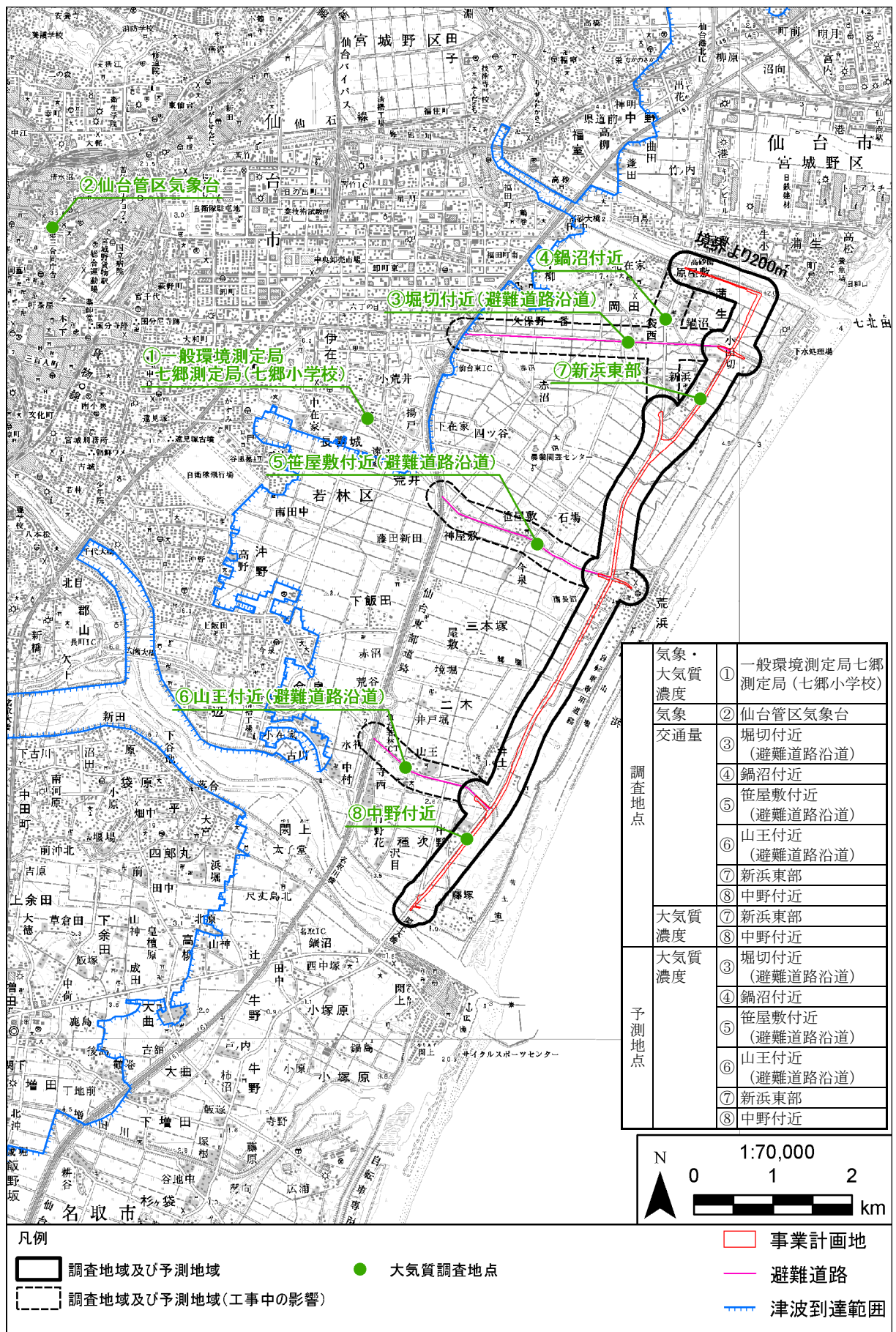
項目		内容
調査の方法	(1) 調査内容	1. 大気質濃度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素濃度 ・ 浮遊粒子状物質濃度 ・ 粉じん 2. 気象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速 3. 交通量等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車種別交通量、道路構造等
	(2) 調査方法	1. 大気質濃度 <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存文献調査 <ul style="list-style-type: none"> 下記的一般環境測定局の調査結果の整理・解析による。 一般環境測定局七郷測定局：二酸化窒素、浮遊粒子状物質 (2) 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素濃度：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定める測定方法 浮遊粒子状物質濃度：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に定める測定方法 粉じん(降下ばいじん)：ダストジャー法 2. 気象 <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存文献調査 <ul style="list-style-type: none"> 下記的一般環境測定局及び気象台の既存文献調査により、整理・解析を行う。 一般環境測定局七郷測定局：風向・風速 仙台管区気象台：日射収支量及び雲量等 (2) 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> 気象(風向・風速)：「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）に定める測定方法

表 6.1-1 (2/3) 大気質

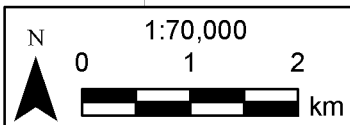
項目	内容
調査の方法	<p>(2) 調査方法</p> <p>3. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査 下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。 ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」 ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」</p> <p>(2) 現地調査 ・方向別、車種別に交通量を現地調査する。 ・道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。</p>
	<p>(3) 調査地域等</p> <p>1. 調査地域 調査地域は、事業の実施に伴い大気質の変化が想定される地域とし、事業計画地境界の外側 200m の範囲及び一般環境測定局七郷測定局、仙台管区气象台とする。この他、資材等の運搬で使用する可能性のある主要地方道塩釜亘理線、市道岡田 107 号線、(主)井土長町線、(一)荒浜原町線、(市)南蒲生浄化センター1 号線の各道路境界の外側 200 m の範囲についても調査地域として加える。</p> <p>2. 調査地点</p> <p>(1) 大気質濃度 調査地域のバックグラウンド値を的確に把握できる地点 (図 6.1-1 の⑦⑧)</p> <p>(2) 気象 ・一般環境測定局七郷測定局 (図 6.1-1 の①) ・仙台管区气象台 (図 6.1-1 の②) ・調査地域のバックグラウンド値を的確に把握できる地点 (図 6.1-1 の⑦⑧)</p> <p>(3) 交通量 ・主要地方道塩釜亘理線 現道 (図 6.1-1 の④⑧) ・市道岡田 107 号線 現道 (図 6.1-1 の⑦) ・(主)井土長町線 (図 6.1-1 の⑥)、(一)荒浜原町線 (図 6.1-1 の⑤)、(市)南蒲生浄化センター1 号線 (図 6.1-1 の③)</p>
	<p>(4) 調査期間等</p> <p>1. 既存文献調査 ・大気質濃度については、調査実施時より過去 5 カ年とする。 ・気象については、調査実施時より過去 10 カ年とする。 ・交通量については、以下のとおりとする。 「道路交通量調査総括表（宮城県）」：平成 17 年度、平成 22 年度 「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」：平成 17 年度調査、平成 20 年度調査</p> <p>2. 現地調査 交通量については、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査とする。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p>
予測の方法	<p>(1) 予測内容</p> <p>1. 工事による影響</p> <p>(1) 資材等の運搬及び重機の稼働による大気中のガス濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）について予測する。 ①資材等の運搬車両の道路交通による大気中のガス濃度を算出し、道路断面での距離減衰濃度を予測する。 ②重機の稼働による大気中のガス濃度を算出し、濃度分布図を作成する。 ③資材等の運搬と重機の稼働による両方の影響について、影響が最大となる地点を推定し、それぞれを合成し予測する。</p> <p>(2) 資材等の運搬及び盛土・掘削等に伴う粉じんの状態について予測する。</p> <p>2. 供用による影響 自動車走行による大気中のガス濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を算出し、予測地点における道路断面での距離減衰濃度を予測する。</p>

表 6.1-1 (3/3) 大気質

項目	内容
<p>予測の方法</p> <p>(2) 予測地域及び予測地点</p>	<p>1. 予測地域（工事及び供用による影響）</p> <p>予測地域は、大気の変化を把握できる範囲とし、事業計画地境界より 200m の範囲とする。ただし、資材等の運搬で使用する可能性のある主要地方道塩釜亘理線、市道岡田 107 号線、(主)井土長町線、(一)荒浜原町線、(市)南蒲生浄化センター1 号線の各道路境界の外側 200m の範囲についても予測地域に加えるものとする。</p> <p>2. 予測地点（工事及び供用による影響）</p> <p>事業計画地の沿線にあつて保全対象となる集落が存在する 2 箇所（⑦新浜東部、⑧中野付近）、主要地方道塩釜亘理線 1 箇所（④鍋沼付近）、(主)井土長町線 1 箇所（⑥山王付近）、(一)荒浜原町線 1 箇所（⑤笹屋敷付近）、(市)南蒲生浄化センター1 号線 1 箇所（③堀切付近）で予測を実施する。</p>
<p>(3) 予測対象時期等</p>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事による影響が最大となる時期とする。具体的には、工事工程を踏まえて、資材等の運搬に係わる車両の数量、重機の稼働数、盛土・掘削等の作業量等が最大になる時期を設定する。 <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動が定常状態に達した時期とする。
<p>(4) 予測方法</p>	<p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）。 ・降下ばいじんの測定値、風向・風速の状況、その他土地の改変の方法等が類似する既存事例等に基づき予測する（粉じん）。 <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる計算とする（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）。
<p>(5) 予測の前提条件</p>	<p>1. 工事による影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画：工事用車両台数、走行ルート、走行時間配分、自動車排出係数等 建設機械の種類、台数、稼働位置、規格・諸元、建設機械排出係数、重機稼働率等（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・事業計画：建設機械の種類、台数、稼働位置、規格・諸元、建設機械排出係数、重機稼働率等（粉じん） ・環境条件：気象状況、地形状況、配慮すべき施設等（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん） <p>2. 供用による影響（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画：発生集中交通量、想定走行ルート、走行時間配分、排出係数等 ・環境条件：気象状況、地形状況、配慮すべき施設等
<p>評価の方法</p>	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響、濃度の変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>以下に示す基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号） 日平均値：0.04～0.06ppm 又はそれ以下 ・杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（平成 23 年 仙台市）における定量目標（二酸化窒素） 日平均値：0.04ppm 以下 ・大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号） 日平均値：0.10mg/m³以下



調査地点	気象・大気質濃度	① 一般環境測定局七郷測定局(七郷小学校)
	気象	② 仙台管区気象台
	交通量	③ 堀切付近(避難道路沿道)
		④ 鍋沼付近
		⑤ 笹屋敷付近(避難道路沿道)
		⑥ 山王付近(避難道路沿道)
	大気質濃度	⑦ 新浜東部
		⑧ 中野付近
予測地点	大気質濃度	③ 堀切付近(避難道路沿道)
	④ 鍋沼付近	
	⑤ 笹屋敷付近(避難道路沿道)	
	⑥ 山王付近(避難道路沿道)	
	大気質濃度	⑦ 新浜東部
	⑧ 中野付近	



- 凡例
- 調査地域及び予測地域
 - 調査地域及び予測地域(工事中の影響)
 - 大気質調査地点
 - 事業計画地
 - 避難道路
 - 津波到達範囲

図 6.1-1 大気質調査及び予測地点図

6.2. 騒音

表 6.2-1 に騒音の調査、予測、評価の方法について、図 6.2-1 に騒音の調査地域及び予測地域について示す。

表 6.2-1 (1/3) 騒音

項目	内容
調査の方法	(1) 調査内容 <ol style="list-style-type: none"> 1. 現況騒音 <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音レベル 2. 交通量等 <ul style="list-style-type: none"> ・車種別交通量、走行速度 ・道路構造等 3. その他の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・地形等の自然的状況 ・周辺の人家・施設等の社会的状況
	(2) 調査方法 <ol style="list-style-type: none"> 1. 現況騒音 <p>「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に定める方法に準拠するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点に騒音計を設置し、現況騒音を測定する。(JIS Z8731 による) 2. 交通量等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既存文献調査 <p>下記の既存文献調査により、整理・解析を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路交通量調査総括表(宮城県)」 ・「仙台市道路交通等現況調査(仙台市)」 (2) 現地調査 <ul style="list-style-type: none"> ・方向別、車種別に交通量を現地調査する。 ・道路構造、車線数、幅員、横断形状を現地調査で把握する。 ・走行速度は実測する。 3. その他の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・草地、舗装面等の地表面の状況については、現地調査で把握する。 ・住宅、学校、福祉施設等について、その施設の種類、規模、位置等を現地調査で把握する。
	(3) 調査地域等 <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査地域 <p>調査地域は、事業の実施に伴い騒音レベルの変化が想定される地域とし、事業計画地境界より 200m 程度の範囲とする。この他、資材等の運搬で使用する可能性のある主要地方道塩釜亘理線、市道岡田 107 号線、(主)井土長町線、(一)荒浜原町線、(市)南蒲生浄化センター1 号線の各道路境界の外側 200m の範囲についても調査地域として加える。</p> 2. 調査地点 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現況騒音 <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道塩釜亘理線 現道 (図 6.2-1 の②⑥) ・市道岡田 107 号線 現道 (図 6.2-1 の⑤) ・(主)井土長町線 (図 6.2-1 の④)、(一)荒浜原町線 (図 6.2-1 の③)、(市)南蒲生浄化センター1 号線 (図 6.2-1 の①) (2) 交通量 <ul style="list-style-type: none"> ・現況騒音と同じ地点で実施する。 (3) その他の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・調査地点は、交通量の調査地点付近とする。

表 6.2-1 (2/3) 騒音

項目	内容
調査の方法	<p>(4) 調査期間等</p> <p>1. 現況騒音 騒音レベルの実態を適切に把握し得る期間とし、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>2. 交通量等</p> <p>(1) 既存文献調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路交通量調査総括表（宮城県）」平成 17 年度調査、平成 22 年度調査 ・「仙台市道路交通等現況調査（仙台市）」平成 17 年度調査、平成 20 年度調査 <p>(2) 現地調査 交通量調査は、平日の代表的な日及び休日の代表的な日を選定し、両日とも 24 時間調査を行う。代表的な日は、既存文献調査の実施状況等を勘案して設定する。</p> <p>(3) その他の項目 調査期間は交通量調査に準じて設定する。</p>
予測の方法	<p>(1) 予測内容</p> <p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両及び重機の騒音レベルの状況について予測する。 <ul style="list-style-type: none"> ①資材等運搬車両の道路交通による騒音レベルを予測する。 ②重機の稼働による騒音レベルを予測する。 ③資材等の運搬と重機の稼働による影響については、影響が最大となる地点を推定し、等価騒音レベル (L_{Aeq}) で合成し予測する。 <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車走行に伴う騒音レベルの状況を予測する。
	<p>(2) 予測地域及び予測地点</p> <p>1. 予測地域（工事及び供用による影響） 予測地域は、騒音の変化を把握できる範囲として、調査地域と同様とする。</p> <p>2. 予測地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事による影響 調査地点と同じ地点（図 6.2-1 の①～⑥）のほか、本事業の工事による影響が最大となる時期において、周辺地域で実施している工事影響を加味して事業影響が最大となる地点を想定する。 ・供用による影響 事業計画地（図 6.2-1 の⑤⑥）
	<p>(3) 予測対象時期等</p> <p>1. 工事による影響 資材等運搬車両の道路交通による影響及び重機の稼働による影響については、影響が最大となる時期とする（具体的には、工事工程を踏まえて、資材等の運搬に係わる車両の数量、重機の稼働数等が最大になる時期を設定）。資材等の運搬と重機の稼働による両方の影響については、それぞれの影響が最大となる時期の値を合成する。</p> <p>2. 供用による影響 事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>
	<p>(4) 予測方法</p> <p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両の道路交通による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を予測する。 ・重機の稼働による影響 日本音響学会により提案された予測モデル ASJ CN-Model 2007 による等価騒音レベル (L_{Aeq}) と時間率騒音レベル (L_5) を予測する。 ・資材等の運搬と重機の稼働による影響については、等価騒音レベル (L_{Aeq}) で合成し、予測する。

表 6.2-1 (3/3) 騒音

項目	内容
予測の方法	<p>(4) 予測方法</p> <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本音響学会により提案された予測モデル ASJ RTN-Model 2008 により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を予測する。 <p>(5) 予測の前提条件</p> <p>1. 工事による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画：工事用車両台数、走行ルート、建設機械の種類、台数、稼動位置、規格・諸元、重機稼動率等 ・環境条件：地形状況、配慮すべき施設等 <p>2. 供用による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画：発生集中交通量、想定走行ルート等 ・環境条件：気象状況、地形状況、配慮すべき施設等
評価の方法	<p>1. 回避、低減に係る評価</p> <p>調査及び予測の結果並びに保全対策を踏まえ、保全対象に対する著しい影響、騒音レベルの変化の程度等が、事業者の実行可能な範囲で回避され、又は低減されているものであるか否かについての検討による。</p> <p>2. 基準又は目標との整合に係る評価</p> <p>下記の基準又は目標との整合性が図られているか否かについての検討による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号） ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号） ・騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号） ・騒音に係る環境基準の地域指定（平成 24 年 3 月 30 日仙台市告示第 126 号） ・騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 185 号） ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により指定する区域について（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 186 号） ・騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について（平成 12 年 3 月 27 日仙台市告示第 230 号） ・仙台市公害防止条例施行規則（平成 8 年 3 月 29 日仙台市規則第 25 号）に定める指定建設作業に伴う騒音の規制基準

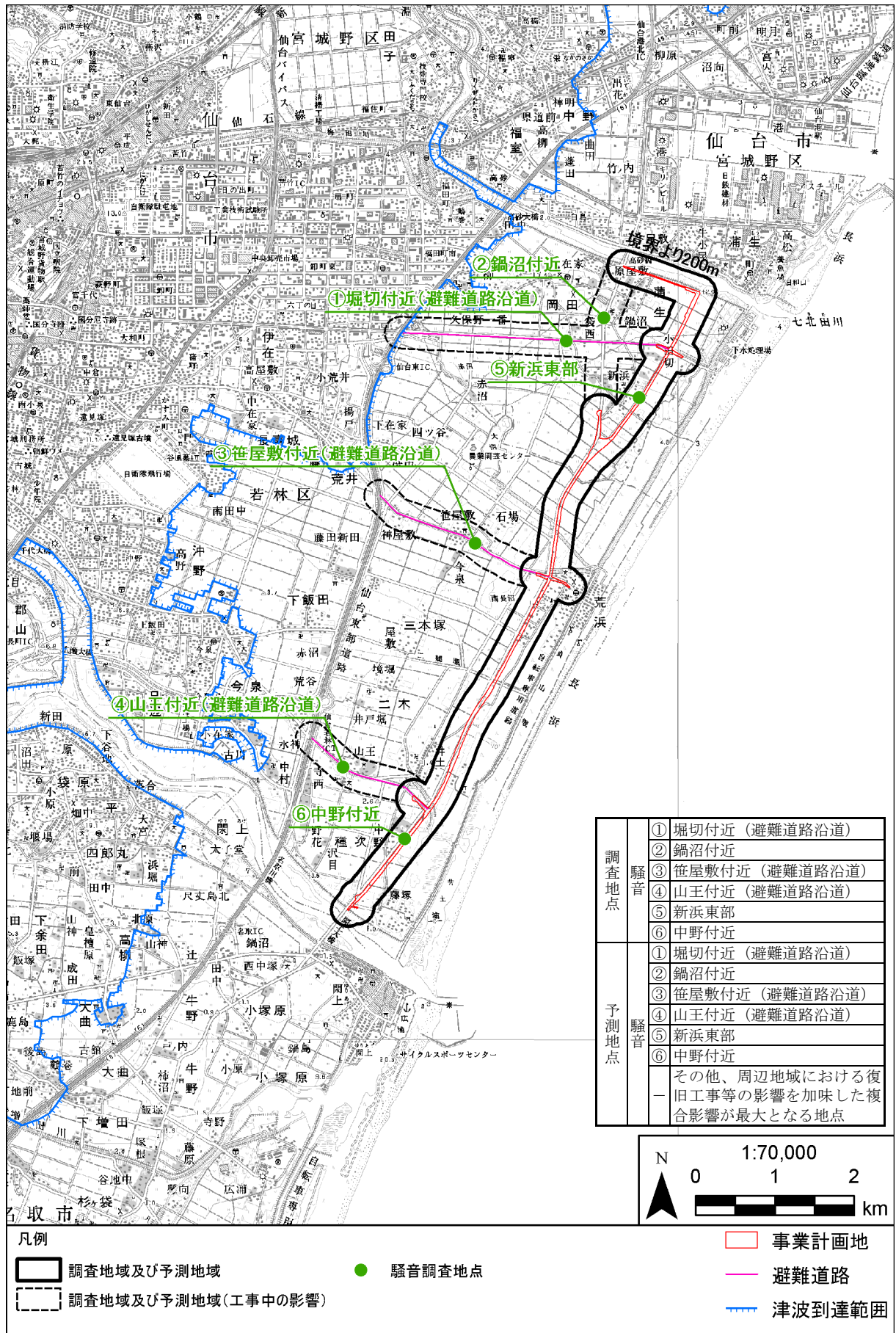


図 6.2-1 騒音調査及び予測地点図